

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年9月14日)

- 1 航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機(KC-46A)の配備に係る再協議の申入れについて

【市町村課】・・・ 1ページ

地域づくり推進部

航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機(KC-46A)の 配備に係る再協議の申入れについて

令和2年9月14日
市 町 村 課

令和2年9月3日に、航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機(KC-46A)の配備に係る再協議の申入れに係る説明があり、その後、別添のとおり協議書が送付されましたので、報告します。

1 再協議の申入れに係る説明

(1) 日 時 令和2年9月3日(木) 午前11時30分～11時50分

(2) 来訪者 中国四国防衛局企画部長 鍋田 克己 ほか

(3) 対応者 鳥取県地域づくり推進部長 広瀬 龍一

(4) 説明時の概要

平成29年、県から実施配備前に十分な時間的余裕をもって配備計画について協議を行うよう回答があり、今般、空中給油・輸送機(KC-46A)の配備計画等が具体化したので、再度、協議を申し入れたい。

<中国四国防衛局>

- ・ 配備計画については、初号機を令和3年6月頃に配備する予定であり、当初の予定より新型コロナウイルスの影響でボーイング社の製造過程で3か月の遅れとなっている。
- ・ 安全性については、米国連邦航空局(FAA)の型式証明を取得し、米軍でも2019年1月に初号機を導入し、約180機導入予定とされている。また、防衛省としても、防衛大臣の承認行為を得る。

<鳥取県>

- ・ 詳細な配備計画については、今後説明をお願いしていく。県議会、地元両市に対しても、それぞれの求めに応じて、引き続き丁寧な説明をお願いしたい。

2 今後の対応

地元の米子市と境港市の意見を確認するとともに、県議会からの意見も伺った上で、県の判断を回答する。

<経緯>

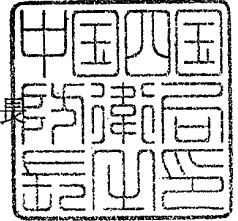
- H28.9.8 中国四国防衛局から「航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機(KC-46A)の配備について」の協議申し入れ
- H29.3.3 県議会全員協議会において、防衛局からの説明及び執行部から県の国への回答案の説明
- H29.3.29 県から国に対して条件を付して配備に向けた準備を行うことを了承する旨の回答



中防企地第4104号
令和2年9月3日

鳥取県知事 殿

中国四国防衛局長



航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機（KC-46A）の配備に
ついて（協議）

常日頃より航空自衛隊美保基地の運用・活動につきまして、御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、関連文書により、貴職から、実配備前に十分な時間的余裕をもって配備計画に
ついて協議を行うよう御回答を頂き、今般、空中給油・輸送機（KC-46A）の配備
計画等が具体化しましたので再度、協議を申し入れます。

本計画は、国の重要な施策でありますので、配備等が円滑に実施できますよう、貴職
の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

関連文書：第201600200572号（平成29年3月29日）

第201600200572号
平成29年3月29日

中国四国防衛局長 様

鳥 取 県 知 事



航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機（KC-46A）の配備について（回答）

平成28年9月8日付中防企地第5888号により協議のあったこのことについて、米子市長及び境港市長からの意見を踏まえ、下記事項を満たすことを前提として配備に向けた準備を行うことについては了承します。

ただし、空中給油・輸送機（KC-46A）は未だ開発中の機種であるため、実配備前に十分な時間的余裕をもって配備計画について協議を行い、同意を得てください。

また、米子市長及び境港市長から別添のとおり意見が付されていますので、昭和54年1月26日閣議了解「美保飛行場周辺における生活環境の整備、地域振興等について」の趣旨を十分に尊重し、誠意ある対応を求めます。

記

- 1 空中給油・輸送機（KC-46A）の実機が開発中であり、完成後の実機による展示飛行・騒音測定や安全面での検証を十分に行う必要があることから、引き続き地元への情報提供・説明等の対応を行い、完成後は実機により展示飛行・騒音測定や安全面の検証を十分に行うこと。
- 2 住民の安全の確保のため、安全運航及び地上施設の安全対策に万全を期すこと。
- 3 生活環境に支障を来たさないよう、騒音対策に万全を期すこと。
- 4 生活環境整備や地域振興について一層の対策を講じるとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び防衛施設周辺整備事業について十分措置すること。
- 5 現在定期運航している羽田便、ソウル便及び香港便のほか、今後就航する定期便、チャーター便を含め、民間航空機の運航及び拡充等に影響が生じないよう配慮するとともに、民生利用の推進にも配慮すること。
- 6 航空輸送業務を行う美保基地の位置付け、性格に変更を生じないものとするとともに、基地の運用や美保基地に配備される航空機の機種変更等を行う場合は、速やかな情報提供と事前協議を行うこと。